

千葉県ボランティア活動補償制度

平成30年11月改訂

- ◎ **ボランティア活動中に起こった損害賠償責任事故と傷害事故を補償する制度です。**
 - **損害賠償責任事故** ボランティア活動中に他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う事故
 - **傷害事故** ボランティア活動中に急激かつ偶然な外来事故によって、死亡又は怪我を負う事故
- ◎ **保険料の支払い、事前の登録等は不要です。**
- ◎ **年度によって補償内容等が変更になる場合があります。**

対象となる団体及びボランティア活動

市内に活動の拠点を置くボランティア活動を行うために自主的に構成された団体（例えば、ボランティア活動団体、町内自治会等）が、◎原則無報酬で、◎計画的又は継続的（活動回数は問いません）に行う、◎公益性のある、以下のような活動が対象となります。

地域社会活動	地域にねざした町内自治会等の活動
青少年健全育成活動	子ども会等が青少年の育成をボランティアで行うもの
社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉関連のボランティア活動や社会奉仕活動
社会教育・スポーツ振興活動	社会教育やスポーツの指導をボランティアで行うもの
市主催事業等への参加	市が行う事業または活動のうち、公益活動に類するもので市民が無報酬で参加する活動

- ※ ボランティア活動従事者のみが対象です。
- ※ 補償の適否に関する判断は、個別具体的に行います。よって、これらの活動が必ずしも補償の対象になるとは限りません。
- ※ 補償の対象となった場合は、保険金請求書の提出時に「領収書」「診察券」が必要になります。（写し可）なお、請求金額が10万円を超えた場合、入院のうえ手術を受けられた場合又はその他保険会社がお願ひする場合に「診断書」を提出いただきます。

対象とならない事故

損害賠償責任事故・傷害事故 共通	
<ul style="list-style-type: none">・ 故意による事故・ 戦争、変乱又は暴動による事故・ 防火・防災訓練に係る事故	<ul style="list-style-type: none">・ 地震、噴火、洪水又は津波等の天災による事故・ 活動場所への往復経路における事故・ 学校管理下での事故 など
損害賠償責任事故	傷害事故
<ul style="list-style-type: none">・ 同居の親族に対する事故・ 活動者が所有、使用又は管理する自動車もしくは動物による事故・ 狩猟による事故 など	<ul style="list-style-type: none">・ 脳疾患、疾病（熱中症・細菌性食中毒を除く）又は心神喪失による事故・ 危険なスポーツに参加している最中の事故・ 妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置・ ムチウチ症や腰痛などで、その症状の原因がいかなる場合でも医学的他覚所見のないときなど

【対象とならない事故の事例】

- 自治会主催の夏祭りで、一般の参加者が転倒してケガをした。
- 子ども会役員（従事者）が会主催のスポーツ大会に向かう途中、歩行者にぶつかりケガをさせた。
- 小学校のプール授業において、監視ボランティアとして参加していた際にケガをした。
- 通勤途中、突然倒れた人を助けた際に（突発的、一時的な手伝いにより）ケガをした。

補償の内容

■ 損害賠償責任事故に対する補償

区 分	保険金額（限度額）	
身 体 賠 償	1名	6,000万円
	1事故	2億円
財 物 賠 償	1事故	100万円
保 管 物 賠 償	1事故	100万円

■ 傷害事故に対する補償

区 分	保険金額	
死 亡	1名	500万円
後 遺 障 害	1名	500～15万円
入 院	1日	3,000円
通 院	1日	2,000円

※ 免責金額（自己負担額）はありません。

万が一、事故が起きたら

1. 団体の活動拠点がある区の区役所地域振興課まですぐに連絡してください。

【連絡項目】

◎事故発生の日時、場所、状況 ◎被害者の住所、氏名、年齢、電話番号

2. 事故報告書等を提出してください。

【提出書類】

◎事故報告書（事故報告書の様式は区役所からお渡しします）

◎団体の規約または会則 ◎負傷者が確認できる名簿 ◎年間計画表または行事計画表

3. 対象となる活動・事故であると認められた場合には、保険金請求書を提出してください。

後日、保険会社から保険金が支払われます。

【提出書類】

◎保険金請求書（保険金請求書の様式は区役所からお渡しします）

◎領収書(写し可) ◎診察券(写し可)

※ 診断書が必要な場合 ・ 請求金額が10万円を超えた場合 ・ 入院のうえ手術を受けられた場合
・ その他保険会社をお願いする場合

お問い合わせ

■ 手続きに関するお問い合わせ

各区役所地域振興課 地域づくり支援室（市外局番043）

中央区 221-2105	花見川区 275-6203	稲毛区 284-6105
若葉区 233-8122	緑 区 292-8105	美浜区 270-3122

■ 制度全般に関するお問い合わせ

千葉市 市民局 市民自治推進課 043-245-5138



ボランティア活動中の転倒事故により骨折などの重傷を負うケースが多く発生しています。活動中は足元や周囲の状況の確認を徹底するなど、事故を防止するための対策を取り、事故に対する備えを万全にしましょう！